

平成28年第2回定例会(平成28年6月20日)

厚生環境教育委員会委員長 (江藤 勝彦 委員長)

去る6月10日及び16日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第48号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第3号)』関係部分、ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第48号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第3号) 関係部分』についてであります。

社会福祉課関係では、先般4月14日に発生した熊本地震により被災された市民の方に対する災害見舞金及び災害被災者住宅再建支援金などを予算計上しているとの説明がなされました。

委員からは、支給要件などについて質疑がなされるとともに、市民の立場に沿った事業執行を要望するとの意見がなされました。

次に、児童家庭課関係では、児童クラブ事業の委託料として、光の園子どもクラブに第2クラブを設置するために必要な経費、三世帯同居を促進し、子や孫育て支援を充実させ、子育てしやすい環境整備することを目的とする三世帯同居リフォーム支援型事業の補助金、また、国庫補助金を活用して、保育所等における保育士の負担になっている書類作成等の業務を効率化するための保育支援業務システムの導入及び事故防止等のためのビデオカメラの設置に必要な経費を補正計上しているとの説明がなされました。

次に、高齢者福祉課関係では、高齢者の多様な通いの場や、生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業に対する補助金を補正計上しているとの説明がなされました。

教育総務課関係では、幼稚園・小学校の空調整備について、今回の熊本地震の影響の可能性を考慮に入れ、当初のスケジュール通りの完成を図るため、債務負担行為を設定し、契約のみ1年間前倒しするものであるとの説明がなされました。

委員からは、山の手小学校などはオープン教室の形態により、児童生徒に良好な学習環境を提供するというコンセプトで校舎が新築されたばかりであり、オープン教室の教育効果を損なわない整備を推進すること、また、空調整備することにより、他の教育施策に影響を及ぼさないように配慮することなどの要望がなされました。

学校教育課関係では、いじめ、不登校等、児童生徒の問題行動などについて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒に支援を行

う専門家であるスクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、教育相談体制を整備するとの説明がなされました。

生涯学習課関係では、コミュニティーセンター浴室において白蟻被害等により腐食している柱の補強工事費、及び その他の箇所の白蟻被害調査委託料

また、県指定史跡である「実相寺古墳群」について国指定史跡としての指定を目指すため、国の文化審議会への諮問に必要な報告書の作成に要する経費、さらに、県・市指定文化財や国指定重要文化的景観の重要構成要素である明礬湯の花小屋の災害復旧費を予算計上しているとの説明がなされました。

別府商業高等学校関係では、平成29年3月をもって閉校する同校の各種閉校記念行事等を行う実行委員会への補助金を、市民課関係では、社会保障・税番号制度導入に伴うマイナンバーカードの交付にあたり、カード発行業務の効率化・円滑化を図るための経費を計上しているとの説明がなされました。

採決におきまして、幼稚園・小学校の空調整備について再検討すべきとの観点から、一部委員より、反対である旨の意思表示がなされましたが、『議第48号 平成28年度 別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分』については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第66号 平成28年度 別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分』についてであります。

環境課より、熊本地震により損壊し、生活環境上の支障がある家屋について、所有者の同意を得て、別府市が解体・撤去・処分する費用であるとの説明がなされました。

委員から実施要件などについて縷々(るる)質疑がなされましたが、当局から、国の補助事業であり、その補助基準に沿って適正に事業を実施したいとの説明がありましたので、これを了といたしました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議題52号・議題53号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について』では、これまでの地域密着型サービスに18名以下の地域密着型通所介護が加わること、また指定認知症対応型通所介護事業者運営推進会議の設置が義務付けられたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、『議第54号 別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正について』では、関係法令の改正により、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について更新制が導入されるとの説明がなされました。

次に、『議第58号 市長専決処分について』では、各課から、熊本地震により所管施設に被害が生じ、補修等のため市長専決処分をおこなったので地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるとの説明がなされました。

次に、『議第65号 市長専決処分について』では、平成22年、鶴見台中学校において保健体育の授業中に発生した事故に関する損害賠償請求事件について、4月22日、大分地方裁判所において、「別府市は原告に対し9万円支払う」よう判決があったため、この判決に対し、別府市の敗訴部分の取り消し等を求めて、控訴の提起を行ったとの説明がありました。

以上、6議案については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。